

I はじめに

運動部活動は、学校教育活動の一環として行われ、我が国の運動やスポーツの普及・発展の基盤となってきたものであり、スポーツの楽しさや喜びを味わうとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな人間性の育成にも極めて効果的な活動であります。

また、今回の学習指導要領の改訂では、部活動の意義や留意点が新たに明記されたところであり、部活動に寄せられる期待は、ますます高まっています。

このような中、各学校においては、少子化による生徒数の減少や生徒の多様なスポーツニーズへの対応、指導者の高齢化や専門的な指導者の不足といった様々な問題を抱えながらも、互いに活動場所を譲り合い、時間を調整し、指導上様々な工夫を凝らして部活動を行い、教育効果を上げるための努力が行われてきました。

また、各競技における選手の育成・強化は、おおいた国体後もしっかりと引き継がれており、九州・全国大会で活躍する選手が数多く育ってきていることは大変喜ばしいことであり、指導者の御指導の賜と考えています。

一方、「スポーツに怪我はつきもの」と言われますが、スポーツの快適さや高度な技術を追い求めて活発に活動するほど、事故の発生と無縁ではなくなります。スポーツには、それぞれ特有の技術・道具や練習内容・方法があり、固有の危険性が内在していますが、経験の少ない生徒にはそれらを予見し、未然に回避する知識と能力が備わっているとは言えません。

したがって、指導者は、生徒の健全育成を願い、事故から生徒を守るために最大限の努力をしなければなりません。

平成21年8月、県立学校において、部活動中に「熱中症」で生徒が倒れ、その後死亡するという重大事故が発生しました。

県教育委員会では、これまでも運動部活動の適正な指導や事故防止の徹底のための通知や研修会等を行ってきましたが、このような事故が起きたことは、誠に遺憾であります。

スポーツによる熱中症事故は、健康な人にも生じるものであり、適切な措置を講ずることで防ぐことができますが、学校の指導者や生徒には、熱中症予防の知識等が十分普及していないためであるとも考えられます。

そこで、県教育委員会では、これまでの指導や今回の事故を踏まえ、「運動部活動の指導の在り方」と「運動部活動における事故防止」についての指導の手引を作成しました。

「運動部活動の指導の在り方」については、指導上の基本的な留意事項と望ましい指導の在り方について示し、指導体制の確立や自主的・自発的な運営等についての具体例を記載しました。さらに、「運動部活動における事故防止」については、まず、事故防止のための基本的な留意事項や事故発生時の対応、熱中症の予防について示すこととし、次に、具体的な競技別事故防止ガイドラインとして、事故防止に必須の安全配慮事項と指導者の配慮すべき一般的な指導内容等を記載しました。

各学校においては、生徒の大切な生命身体を預かっていることを再認識しつつ、これまでの安全対策や指導の在り方を再確認した上で、運動部活動における事故防止と指導の在り方についての理解を深めていただきたいと思います。

なお、この指導の手引については、今後も適宜更新し、充実させていきますので、生徒の実態や学校の実情に即して有効に活用願います。

今後は、事故防止を最優先するとともに、スポーツ医・科学に基づいた指導により、これまで以上に運動部活動が活性化し、積極的な指導が展開されるよう願っています。

本旨を十分御理解の上、各学校における運動部活動が、信頼関係のもと安全・安心を確保して実施され、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成に寄与できることを心から期待します。

終わりに、指導の手引の作成に御協力いただいた、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県中学校体育連盟の関係者の皆様方に対し厚く御礼を申し上げます。